

# 教 育 委 員 会 会 議

日時 令和2年6月18日（木）

午後3時00分

場所 教育委員会室

## < 次 第 >

### 1 開 会

### 2 教育長の報告

報告第7号

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

### 3 議 事

議案第32号

令和2年度教育委員会の点検・評価報告書について

議案第33号

さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第34号

さいたま市学校災害救済給付金審査委員会委員の委嘱について[非公開案件]

議案第35号

さいたま市学校結核対策委員会委員の任命について[非公開案件]

議案第36号

さいたま市立教育研究所運営委員会委員の委嘱及び任命について[非公開案件]

議案第37号

さいたま市立館岩少年自然の家運営委員会委員の任命について[非公開案件]

議案第38号

さいたま市文化財保護審議会委員の委嘱について[非公開案件]

議案第39号

さいたま市青少年宇宙科学館運営委員会委員長の委嘱等について[非公開案件]

議案第40号

さいたま市図書館協議会委員の任命について[非公開案件]

### 4 閉 会

報告第7号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第5条第2号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和2年6月18日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美

記

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

## 臨時代理書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり市長に申出することを臨時代理する。

令和2年6月2日

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 真由美

記

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について（別紙）

## 提案理由

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）は、6月定例会に追加送付する、職員人件費の減額を行うものについて、市長に申出するものです。

別 紙

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

別表

歳入歳出予算補正

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		91,538,989	△ 1,479	91,537,510
	1 教育総務費	9,767,447	△ 1,479	9,765,968
歳出合計		91,538,989	△ 1,479	91,537,510

# 補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳出

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		説 明
				特定財源	一般財源	
10 教育費	91,538,989	△ 1,479	91,537,510	0	△ 1,479	
1 教育総務費	9,767,447	△ 1,479	9,765,968	0	△ 1,479	
2 事務局費	4,734,226	△ 1,479	4,732,747	0	△ 1,479	1 職員人件費(教育総務課) ▲ 1,479
歳 出 合 計	91,538,989	△ 1,479	91,537,510	0	△ 1,479	



令和2年度6月補正予算（追加送付）

# 事務事業概要

事務事業名 <b>職員人件費（職員課）外1事業</b>		補正額 <b>△ 20,879</b>								
局/部/課	総務局/人事部/職員課外1課	〔財源内訳〕 - 一般財源      △ 20,879								
款/項/目	2、10款 総務費、教育費      予算書P. 11									
<事業の目的・内容> 市長等の特別職及び一般職職員に対して、給料等を適切に支給します。		補正前予算額      -								
<補正の目的・内容> 新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の危機に直面している現状及びこれに伴う厳しい社会経済情勢を踏まえ、市長等の特別職の給与について、減額補正を行うものです。										
<主な事業> 1 一般会計の職員人件費      (単位：千円)										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務費</td> <td>△ 19,400</td> </tr> <tr> <td>教育費</td> <td>△ 1,479</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>△ 20,879</td> </tr> </tbody> </table>		款	補正額	総務費	△ 19,400	教育費	△ 1,479	計	△ 20,879	[参考] 減額期間 令和2年5月8日～令和3年3月31日
款	補正額									
総務費	△ 19,400									
教育費	△ 1,479									
計	△ 20,879									

議案第32号

令和2年度教育委員会の点検・評価報告書について

令和2年度教育委員会の点検・評価報告書について、別紙のとおりとする。

令和2年6月18日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美

## 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の点検・評価報告書を作成するものです。

なお、報告書は、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「さいたま市教育行政点検評価委員会」において意見を聴取し、市議会に提出するものです。

議案第33号

さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和2年6月18日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の通勤手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(返納の事由及び額等)</p> <p>第14条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第4項の教育委員会規則で定める事由は、通勤手当（1月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される教職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項若しくはさいたま市教員の休職の事由等に関する条例（平成29年さいたま市条例第20号）第3条第1項の規定により休職にされ、法第29条第1項の規定により停職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）第2条第1項若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例（平成13年さいたま市条例第304号）第2条第1項の規定により派遣され、<u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をし、さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第4号）第2条の規定により配偶者同行休業をし、又はさいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例（平成29年さいたま市条例第19号）第3条の規定により自己啓発等休業をした場合</u>（これらの期間の初日の属する月又はその翌</p>	<p style="text-align: center;">(返納の事由及び額等)</p> <p>第14条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第4項の教育委員会規則で定める事由は、通勤手当（1月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される教職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 月の中途において<u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定により休職にされ、法第29条第1項の規定により停職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）第16条第2項において「公益的法人等派遣条例」という。）</u>第2条第1項若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例（平成13年さいたま市条例第304号。<u>第16条第2項において「外国派遣条例」という。）</u>第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。<u>第16条第2項において「育児休業法」という。）</u>第2条の規定により育児休業をし、さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第4号。<u>第16条第2項において「配偶者同行休業条例」という。）</u>第2条の規定により配偶者同行休業をし、さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例（平成29年さ</p>

月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第16条第2項において「派遣等となった場合」という。）

(4) [略]

2・3 [略]

第16条 [略]

2 月の中途において派遣等となった場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

3 [略]

いたま市条例第19号。第16条第2項において「自己啓発等休業条例」という。）第3条の規定により自己啓発等休業をし、又はさいたま市教員の休職の事由等に関する条例（平成29年さいたま市条例第20号。第16条第2項において「休職の事由等条例」という。）第3条第1項の規定により休職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。

(4) [略]

2・3 [略]

第16条 [略]

2 月の中途において教育公務員特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、法第28条第1項の規定により休職にされ、法第29条第1項の規定により停職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、公益的法人等派遣条例第2条第1項若しくは外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、自己啓発等休業条例第3条の規定により自己啓発等休業をし、又は休職の事由等条例第3条第1項の規定により休職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

3 [略]

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この規則による改正後のさいたま市教職員の通勤手当に関する規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(支給単位期間に係る経過措置)

3 令和2年3月31日以前にこの規則による改正前のさいたま市教職員の通勤手当に関する規則第14条第1項第3号に規定する場合に該当した教職員の支給単位期

間の開始については、なお従前の例による。



さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 提案理由

- ・ 教職員に通勤手当を返納させる場合の基準を国に準じて改めるため、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

- ・ 教職員が月の中途から派遣等となり、その翌月に復職等する場合には、通勤手当を返納させないこととするもの。

(施行期日) 公布の日 [適用日：令和2年4月1日]